

2015.5.26

東京大学 相田仁

加入光ファイバの接続料の算定方法の見直しについて

- 前回の委員会でも意見を述べたように、加入光ファイバの接続料を巡る問題は、光配線区画が小さいことが最大の問題というのが私の考えです。従って、3年前の答申では、小さい区画を広げるため、「接続事業者向けの区画の新設」や、「既存の区画の統合」が提言されたのだと理解しています。
- 前回の答申の際の議論では、NTT東西は「見直しの方向性」として「他事業者向けに新たな配線区画を設定してご利用頂くことを基本」とし、「カバー世帯の少ない光配線区画を2つ程度統合する方向」で検討することとされていますので、仮に、前回の答申の趣旨が正しく実現されていれば、接続事業者の支払う接続料は、接続事業者向けの光配線区画が実現されたことが前提になっていたはずです。
- よって、今回、接続料の算定方法の見直しを検討する際には、その場合の接続料を試算して、その数字を「あるべき接続料水準」の目安として活用することが適当だと考えています。
- 事務局を通じて、NTT東西に接続事業者向けの区画を新設した場合の接続料の試算をお願いしたところ、赤字は委員限り

✓ KDDIの	ビル(収容)では	%、	ビル(収容)では	%、
✓ ソネットの	ビル(収容)では	%、	ビル(収容)では	%

という試算結果となったと伺っています。
- したがって、これらの収容数を前提とした場合に、この程度減額されるような接続料水準になるように、接続料の算定方法を見直すことが適当だと考えています。
- なお、別の手段としては、接続事業者向けの光配線区画を更に工夫して使いやすくすることも理論上はあり得ると思いますが、既に利用者を獲得している事業者は設備構成を変えてまで利用することはないであろうし、システム開発に費用や期間を要することも考慮すると現実的ではないと考えています。
- また、接続事業者向けの仮想的な光配線区画を設定した上で、接続事業者に対して仮想区画ごとに8利用者当たり1回線分を課金するという方法もあり得ると思いますが、これも費用や期間を要する方法であり、現実的ではないと考えています。